

■ 卷 頭 言 ■

21世紀における地方環境研究所のあり方

秋田県環境センター所長 吉 田 昇



21世紀は「環境の世紀」といわれており、20世紀での利便性や生産性を優先したことにより破壊されてきた環境を再構築するという、きわめて重要な世紀であるといえる。

世界では日本での桜開花時期の早まりや中国大陸からの黄砂の影響拡大を含め、平均気温の上昇、海水温度の上昇や大循環の弱まり、オゾンホール拡大など多くの地球規模等での異常現象が現実的に現われはじめ、また国内では土壌等からの高濃度のダイオキシンや有害化学物質の検出、環境ホルモン作用によると思われる生物影響など多くの事例が出てきており、きわめて憂慮される状況にある。

環境省ではこれらの多くの課題解決に向け、地球温暖化防止のための具体的な制度づくりをはじめフロン法の制定、PRTR制度の導入、各種リサイクル法の制定など国内法の整備を進めてきている。また国立環境研究所においても新たな環境研究として、地球温暖化現象やオゾン層の破壊、環境ホルモンおよびダイオキシン類、生物多様性などの重要プロジェクトと循環型社会としての廃棄物対策および化学物質対策に関する政策対応型の調査研究を柱としてその達成をめざしており、全国環境研協議会としても引き続き環境省、国立環境研究所との連携をより一層深め、新たな社会ニーズ等に対応した各種の事業を展開していく必要があると考えているところである。

環境省などが行った住民の意識調査によると、8割近くの人が廃棄物焼却炉や自動車などから排出される有害化学物質、農薬等に使用されている化学物質などに不安を感じており、各地方研

究機関においては環境行政の技術的分野を担う中核研究機関として、地域住民のニーズや不安解消に向け、また地域の良好な環境の保全と創造のため、関係職員一人ひとりが常に知識と技術を研鑽し、21世紀の新たな研究課題に挑戦して行かなければなりません。

先般、国の中央環境審議会が「環境研究、環境技術開発の推進方策」についての答申を行ったが、この中でも地方の環境研究所に対し、大学や民間企業を含めた環境研究共同体としての中核的な位置づけや地方環境研究所の果たすべき役割などについても取り上げており、当協議会としても、地方環境研究所の将来像について今後その議論を深めていくことになると考えている。

秋田県では各試験研究機関が行う研究開発課題に対する事前評価制度が平成13年度から本格的にスタートしており、すべての新規研究課題について政策的妥当性、研究開発効果、技術的達成の可能性および研究計画・研究体制の妥当性について、個別細部評価項目についての評価・公表が行われている。また本年度からは、従来の年功序列的な取り扱いを改め、能力・実績に基づく人事管理としての研究員に対する人事評価制度も導入されることとなっており、本年3月に策定された『第2期行政改革推進プログラム』においては、試験研究機関や大学、病院等の独自性の確保と業務の効率化の推進を目的とした地方独立行政法人制度の検討についても明記されるなど、本県の各研究機関を取り巻く環境もますます厳しい状況になってきている。